

令和8年度 獣害防止柵等設置事業

農作物への被害を防止するため、獣害防止柵（電気柵等）を購入し設置した農業者に補助金を交付します。

申請 期間

令和8年 令和9年
4月1日（水）～3月31日（水）（消印有効）

補助 金額

電気柵等の購入費の2分の1以内

限度額 1世帯での設置 7万円

2世帯以上での設置 14万円

- ※予算の範囲内の補助金となりますので、ご注意ください。
- 申請期間内であっても予算を超えた場合は終了となります。
- ※過去に、この補助金の交付を受けている場合は対象になりません。

補助対象者

次の（1）～（4）のすべての要件を満たす農業者

- （1）昭和村内に住所かつ農地を有する農業者及び団体であること。
- （2）昭和村暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。
- （3）宗教上の組織若しくは団体でないこと。
- （4）村税等を滞納していないこと。

申請書類

- ①昭和村獣害防止柵等設置事業補助金交付申請書兼請求書
- ②電気柵等を購入した領収書
- ③電気柵等設置後の写真
- ④電気柵等設置箇所の位置図
- ⑤申請者名義の通帳の写し（申請書の振込先と合致するもの）

申請方法（申請先・お問い合わせ）

申請書を昭和村HP又は昭和村役場産業課農政係から取り寄せ、上記関係書類を添付して、下記に郵送若しくは産業課窓口へ提出してください。

〒379-1298 昭和村大字糸井388

昭和村役場産業課農政係（☎0278-25-3436） 受付時間 8:30～17:15